

## 大阪府総合教育会議運営要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、大阪府総合教育会議（以下、「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (招集)

第2条 会議は、知事が必要があると認めるときに招集することができる。

2 教育委員会から、協議すべき具体的事項を示して会議の招集の請求があるときは、知事は、会議を招集しなければならない。

3 会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

4 会議招集の通知後に急施を要する事件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

## (会議)

第3条 会議は、知事が主宰する。

2 主宰者は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

## (会議の公開等)

第4条 会議は公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

## (議事録等)

第5条 会議の議事概要及び関係資料等（大阪府情報公開条例（平成11年条例第39号）第8条又は第9条の規定に該当する情報に係るものを除く。）は、会議終了後速やかに公表する。ただし、前条ただし書きにより非公開とした会議の議事概要及び関係資料等については、そのおそれや公益上の必要がなくなったと認められる段階で公表するものとする。

## (事務局)

第6条 会議の事務局は、政策企画部企画室政策課に置く。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年9月14日から施行する。